

# 感染症に負けない！下松市がんばる中小企業応援事業補助金 Q & A

## 目次

### 【制度について】

Q 1 業種別ガイドラインとはなにか。 . . . . . 3

Q 2 感染症に負けない！下松市がんばる中小企業応援事業補助金はどのような制度か。 . . . . . 3

Q 3 補助金の金額はいくらか。 . . . . . 3

### 【対象者について】

Q 4 補助金の対象となる中小企業者の要件は。 . . . . . 4

Q 5 補助金の対象となる個人事業主の要件は。 . . . . . 4

Q 6 従業員の定義は。また、従業員数についてはいつ時点の従業員数か。 . . . . . 4

Q 7 事務所又は事業所の定義は。 . . . . . 4

Q 8 市内と市外に事業所（店舗）が複数ある場合、従業員数はどうなるのか。 . . . . . 4

Q 9 今年（2020年）創業したが対象になるのか。 . . . . . 5

Q 10 個人事業主として下松市内に事業所があるが、住所は市外である。この場合は補助対象となるのか。 . . . . . 5

Q 11 国の「持続化給付金」や県の「休業協力金」を受給した（又はする予定）だが、申請することができるのか。 . . . . . 5

Q 12 国や県、他団体が実施する補助金を申請（又は申請予定）であるが、同一設備や備品について、こちらの補助金を申請することができるのか。 . . . . . 5

Q 13 法人はすべて対象となるのか。 . . . . . 5

Q 14 法人の登記所在地は市外であるが、営業実態は下松市内のみで事業活動をしている。この場合は補助対象となるのか。 . . . . . 5

Q 15 市内在住でフリーランスとして活動しているが、補助対象となるのか。 . . . . . 5

### 【補助条件について】

Q 16 市内に複数の事業所を有する場合の補助金額は。 . . . . . 6

Q 17 個人の事業と法人を設立しての事業を営んでいるが、両方で補助されるのか。 . . . . . 6

Q 18 新型コロナウイルスの影響により現在休業しているが補助対象となるのか。 . . . . . 6

Q 19 新型コロナウイルスの影響により廃業してしまった、又は廃業を考えているが補助対象となるのか。 . . . . . 6

Q 20 どのような取組みが補助対象となるのか。 . . . . . 6

Q 21 具体的に対象となる事例はなにか。 . . . . . 6

Q 22 対象とならない事例はなにか。 . . . . . 7

Q 23 設備等の設置前に補助金がもらえるのか。 . . . . . 7

Q 24 既に対策を実施し購入しているが、対象となるのか。 . . . . . 7

Q 2 5	消費税は補助の対象となるのか。補助金の算出方法は。 . . . . .	7
<b>【申請書・添付書類について】</b>		
Q 2 6	必要な添付書類は。 . . . . .	8
Q 2 7	提出する書類に振込先がわかる書類（預金通帳等）の写しとあるが理由は。 . . . . .	8
Q 2 8	申請者とは異なる口座名義を口座指定できるのか。 . . . . .	8
Q 2 9	インターネットバンキングの場合、口座の確認書類は何を添付すればよいのか。 . . . . .	8
Q 3 0	確定申告の義務がない場合は。 . . . . .	8
Q 3 1	領収書・レシートがない場合はどうすればよいか。 . . . . .	9
Q 3 2	領収書・レシート等に宛名がなくてもよいか。 . . . . .	9
<b>【申請について】</b>		
Q 3 3	申請スケジュールについて。 . . . . .	10
Q 3 4	申請手続きについて。 . . . . .	10
Q 3 5	申請から補助金が支払われるまでどのくらいかかるのか。 . . . . .	10
<b>【その他】</b>		
Q 3 6	感染症に負けない！下松市がんばる中小企業応援事業補助金は課税対象となるのか。 . . . . .	11

【制度について】

Q 1 業種別ガイドラインとはなにか。

●自主的に感染予防対策に取り組み事業活動等を継続するため、各関係団体において「業種別ガイドライン」を策定されています。インターネットで「業種別ガイドライン」と検索し、該当業種のガイドラインをご確認ください。

Q 2 感染症に負けない！下松市がんばる中小企業応援事業補助金とはどのような制度か。

●市内に事業所がある中小企業者が「業種別ガイドライン等」に対応し、感染拡大の防止と事業の維持発展に向けた取組みを応援するため、市が事業者に対し経費の一部を補助する制度です。

Q 3 補助金の金額はいくらか。

●1事業者あたり50万円（上限）で、補助率は3／4です。

※「業種別ガイドライン等」への対応のために支出した経費（消費税抜）が対象となり、千円未満の端数は切捨てとなります。

## 【対象者について】

### Q 4 補助金の対象となる中小企業者の要件は。

●中小企業者については、申請時点で次の要件全てに該当する方です。

- ①市内に事務所又は事業所を有し、事業活動を行っていること。
- ②中小企業基本法上の「会社」であること。（Q 1 3 参照）
- ③中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であること。

下記の（A）又は（B）のいずれかを満たすこと。

★製造業、建設業、運輸業、その他（下記を除く）

（A）資本金又は出資総額 3億円以下 （B）常時使用する従業員数 300人以下

★卸売業

（A）資本金又は出資総額 1億円以下 （B）常時使用する従業員数 100人以下

★サービス業

（A）資本金又は出資総額 5,000万円以下 （B）常時使用する従業員数 100人以下

★小売業、飲食サービス業

（A）資本金又は出資総額 5,000万円以下 （B）常時使用する従業員数 50人以下

### Q 5 補助金の対象となる個人事業主の要件は。

●個人事業主については、申請時点で次の要件全てに該当する方です。

- ①市内に事務所又は事業所を有し、事業活動を行っていること。
- ②従業員数の要件を満たすこと。（Q 4 参照）

### Q 6 従業員の定義は。また、従業員数についてはいつ時点の従業員数か。

●正社員、パート、アルバイトなどの名称に関わらず、期間の定めなく雇用されており「予め解雇の予告を必要とする者」のことをいいます。また、時点については申請時点の従業員数となります。なお、役員や個人事業主本人は従業員数に含みません。

### Q 7 事務所又は事業所の定義は。

●商業・法人登記簿、登記事項証明書、定款、規約などに記載している法人住所又は事業活動の拠点としての事務所、事業所、店舗等をいいます。

### Q 8 市内と市外に事業所（店舗）が複数ある場合、従業員数はどうなるのか。

●市内、市外に関わらず、1 事業者（法人）の事業全体の従業員数となります。

Q 9 今年（令和2年）創業したが対象になるのか。

●令和2年12月31日までに創業され、感染拡大防止の取組みに係る経費が生じた場合は対象となります。事業実態の確認できるもの（法人登記の写し、開業届の写し等）を添付して申請ください。

Q 10 個人事業主として下松市内に事業所があるが、住所は市外である。この場合は補助対象となるのか。

●市内に事務所又は事業所が所在しており、事業活動の確認ができれば、市外在住であっても補助対象となります。

Q 11 国の「持続化給付金」や県の「休業協力金」を受給した又は受給する予定だが、申請することはできるのか。

●国の「持続化給付金」や県の「休業協力金」、市の「営業持続化支援金」「小規模企業者事業継続支援金」を受給した又は受給する予定でも対象となります。

Q 12 国や県、他団体が実施する補助金を申請（又は申請予定）であるが、同一設備や備品についてこちらの補助金を申請することができるのか。

●ほかの公的補助制度で交付決定又は補助金等の支払いを受けた設備、備品等は補助対象外となります。それ以外の設備等であれば申請できますので、別の設備等でご活用ください。

Q 13 法人はすべて対象となるのか。

●中小企業基本法における「会社」が対象です。「会社」に該当しない法人（非営利法人）は対象外です。（宗教法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、財団法人、社団法人、NPO法人、農事組合法人、協同組合など）

Q 14 法人の登記所在地は市外であるが、営業実態は下松市内のみで事業活動をしている。この場合は補助対象となるのか。

●登記上の本店所在地が市外であっても、下松市内に事務所又は事業所がある場合は補助対象となります。ただし、対象となる設備・備品等は下松市内の事務所等で活用されるものに限りです。

Q 15 市内在住でフリーランスとして活動しているが、補助対象となるのか。

●フリーランスについては、市内在住で、かつ事業性があるか否かで判断します。申請日時時点で、開業届の有無、確定申告書の収入が事業収入として申告されているか等で確認し、事業性が認められれば交付の対象となります。また、市内で事業を行っていることがわかる資料（委託契約書、ホームページ、写真等）の提出も必要となります。

※市外在住でフリーランスの方は補助対象外です。

## 【補助条件について】

Q 1 6 市内に複数の事業所を有する場合の補助金額は。

●事業所数に関わらず1事業者につき上限50万円で、補助率は3/4です。

Q 1 7 個人の事業と法人を設立しての事業を営んでいるが、両方で補助されるのか。

●事業者ごとの補助となるため、双方が独立した別の事業者であり、それぞれが要件を満たせば個人と法人とに補助されます。

Q 1 8 新型コロナウイルスの影響により現在休業しているが補助対象となるのか。

●新型コロナウイルスの影響により一時的に休業している場合は、今後も営業を続けていく意思があれば補助の対象となります。

Q 1 9 新型コロナウイルスの影響により廃業してしまった、又は廃業を考えているが補助対象となるのか。

●今後も継続して営業する意思があることが補助の要件となります。廃業した場合又は今後廃業を予定している場合は対象外となります。

Q 2 0 どのような取組みが補助対象となるのか。

●新型コロナウイルス感染症拡大防止のために「業種別のガイドライン」に則った取組みに要する費用が対象となります。

Q 2 1 具体的に対象となる事例はなにか。

●事業継続を目的として、市内の事業所や店舗で顧客や従業員の感染防止の取組みに要した経費が対象となります。（市外の事業所や個人宅への導入経費は対象外となります。）

### 【保健衛生対策】

マスク、アルコール消毒薬、フェイスシールド、非接触型体温計、サーモカメラ、自動手指消毒器、キャッシュレス機器など

### 【3密対策】

パーテーション、飛沫感染防止板、空気清浄機、エアコン（換気機能、除菌機能のあるもの）換気扇、社会的距離保持床サイン、ビニールカーテン、固定席の間引き、客席間仕切り板、テラス席設置など

### 【新しいビジネス展開】

インターネット通販の導入、ホームページ開設、テイクアウト・デリバリーの開始又は拡充、オンライン講座など

### 【新しい働き方】

テレワーク用通信機器（パソコン、タブレット、スマートフォン等の機器を除く）、オンライン会議の導入、WIFI環境の整備、ソフトウェア購入・開発費など

Q 2 2 対象とならない事例はなにか。

●汎用性の高い備品（パソコン、タブレット、スマートフォン等）、人件費、損失補填費、公租公課（消費税等）、事務所の改修・リフォーム費、振込手数料、既存設備の修繕・更新費、各種保証・保険料、リース費、家賃等の固定費、維持費、飲食接待費、その他事業に必要と認められない経費など

Q 2 3 設備等の設置前に補助金がもらえるのか。

●購入前の交付はできません。実績報告書に領収書等の写しを添付していただき、補助金額を確定して交付することになります。

Q 2 4 既に対策を実施し購入しているが、対象となるのか。

●令和2年4月1日から12月31日までに支払いした経費が対象となります。

Q 2 5 消費税は補助対象となるのか。補助金額の算出方法は。

●清算手続きが必要となることから、消費税は補助対象としません。申請書は必ず「税抜」での金額を記載してください。補助対象経費に3/4を乗じた金額又は50万円のうち、どちらか低い額が補助金額となります。

《算出例①》経費合計683,200円（税抜） $\times 3/4 = 512,400$ 円  
512,000円 $\leq 50$ 万円 補助金額50万円

《算出例②》経費合計513,400円（税抜） $\times 3/4 = 385,050$ 円  
385,000円 $\leq 50$ 万円 補助金額385千円

【申請書・添付書類について】

Q 2 6 必要な添付書類は。

- 市ホームページに掲載の提出書類チェックリストにてご確認ください。

Q 2 7 提出する書類に振込先がわかる書類（預金通帳等）の写しとあるが理由は。

- 口座番号の確認用に使用します。申請書に記載された口座情報のすべてが確認できるものをお願いします。

Q 2 8 申請者とは異なる口座名義を口座指定できるのか。

- 振込口座の名義人は、申請者と同じ名義人にしてください。法人の場合は法人名義の口座、個人事業主の場合は代表者名義の口座になります。

Q 2 9 インターネットバンキングの場合、口座の確認書類は何を添付すればよいのか。

- インターネットバンキングの場合は、金融機関ホームページログイン後の画面を印刷したもので、口座名義人の表記、金融機関名、支店名、店コード、預金種目、口座番号を確認できるものを提出してください。

Q 3 0 確定申告の義務がない場合は。

- 2019年分の市県民税の申告を行っていれば、その申請書類の控えて代用ができます。詳しくは市税務課市民税係（0833-45-1815）へお問合せください。

Q 3 1 領収書・レシートがない場合はどうすればよいか。

●支払いを確認できなければ補助対象にはできません。取引が分かるものをご提示いただくこととなります。

《例①》口座振込の場合 請求書の写し、振替口座の写し

《例②》インターネットでの購入の場合 購入確認メールの写し、クレジットカード明細書の写し

Q 3 2 領収書・レシート等に宛名がなくてもよいか。

●宛名がない領収書・レシートは補助対象にはできません。法人は「法人名」個人事業主は「代表者名」又は「屋号」の記載があるものをご提出ください。

【申請について】

Q 3 3 申請スケジュールについて。

●8月17日（月）以降、市ホームページに申請書や案内を掲載しています。また、市・出張所・下松商工会議所の窓口でも申請書を配布しています。申請期間は8月17日（月）から令和3年1月29日（金）までとなっています。

Q 3 4 申請手続きについて。

●新型コロナウイルス感染防止の観点から、申請は原則郵送としています。なお、オンライン申請には対応しておりません。

Q 3 5 申請から補助金が支払われるまでどのくらいかかるのか。

●申請書類を受理後、内容を審査し、適正と認められたときは交付決定通知書を発送いたします。交付決定日より、2週間前後でご指定の口座にお振込みする予定です。

【その他】

Q 3 6 感染症に負けない！下松市がんばる中小企業応援事業補助金は課税対象となるのか。

●この補助金は税務上、益金（個人事業主の場合は総収入金額）に算入されます。損金（個人事業主の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。